

尾張市町交通災害共済組合規約の一部を変更する規約

尾張市町交通災害共済組合規約（昭和44年9月1日指令地第116号）
の一部を次のように変更する。

本則に次の1条を加える。

（解散に伴う事務の承継）

第9条 組合の解散に伴う事務は、北名古屋市が継承する。

附 則

この規約は、愛知県知事の許可があった日から施行する。